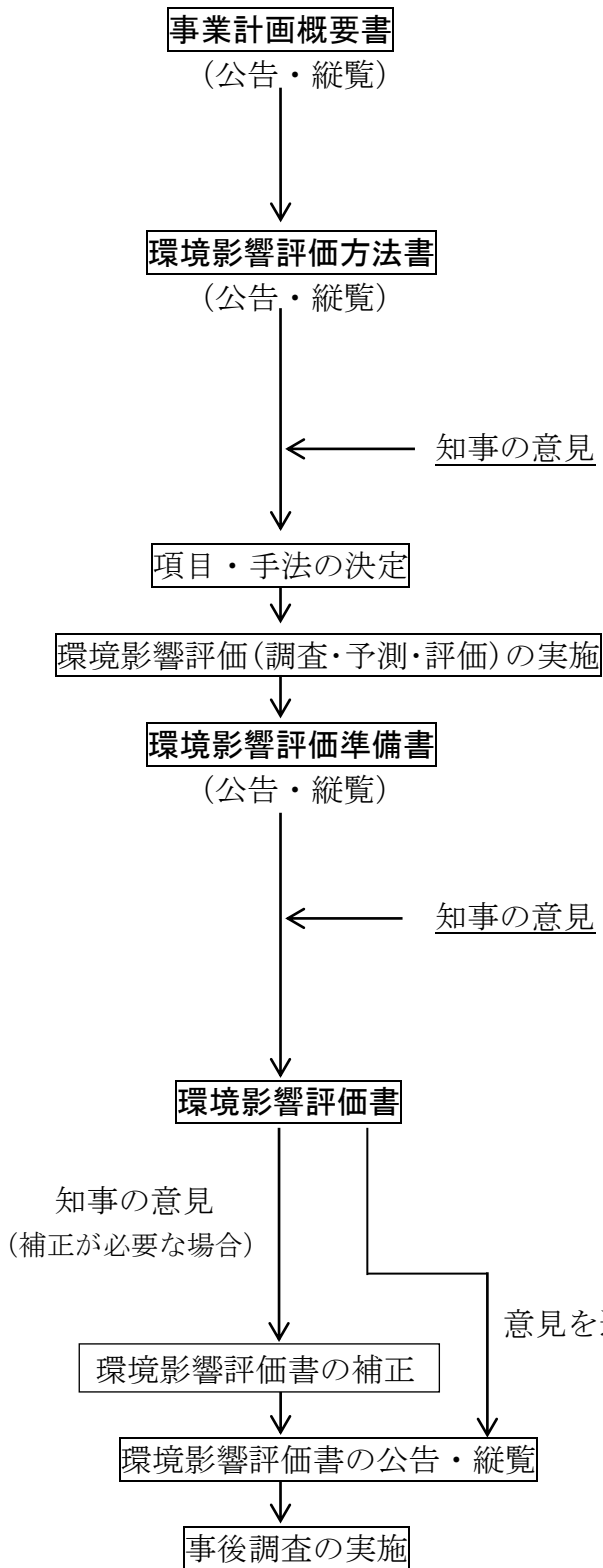


# 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの主な流れ



\* 事業計画概要書とは、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の名称、対象事業の名称、目的及び内容、対象事業実施区域及び周囲の概況を記載したものです。

\* 環境影響評価方法書とは、環境影響評価を行う調査、予測、評価の手法について記載したものです。

- ・ 住民等の意見
- ・ 関係市町村長の意見
- ・ 環境影響評価委員会の答申

\* 環境影響評価準備書とは、環境影響評価の結果について記載したものです。

- ・ 住民等の意見
- ・ 関係市町村長の意見
- ・ 環境影響評価委員会の答申

\* 環境影響評価書とは、準備書に対する知事意見等の内容を踏まえ、準備書の内容を見直したものです。

\* 事後調査

- ・ 施工時、供用時の調査
- ・ 環境保全措置の効果の確認